

## 5.4 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象域

### 5.4.1 法律または条例の規定により指定された地域

計画地は、図 2.3-1 及び写真 2.3-1 に示すとおり、所沢市の西端部に位置し、入間市に接する林一丁目の一部である。

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、計画地及びその周辺地域（計画地の周囲 3km 以内の地域のうち計画地を除く範囲）における指定状況を表 5.4.1-1(1)～(2) に整理した。

計画地は、特定猟具使用禁止区域（銃）、河川区域、地下水採取規制区域、市街化調整区域、農用地区域、景観計画区域（農地・丘陵地景観ゾーン）に指定されている。

表 5.4.1-1(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	計画地 周辺地域		
自然 保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立・都立自然公園	×	○	埼玉県立自然公園条例 東京都自然公園条例
			—	○	
	自然環境 保全 地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例 東京における自然の保護と回復に関する条例
			—	×	
	自然遺産	×	×	世界遺産条例	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		緑地保全地域	—	×	東京における自然の保護と回復に関する条例
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		保全配慮地区	×	○	所沢市みどりの基本計画
		緑化重点地区	×	○	
		保護樹林	—	×	入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例
		ふれあい緑地	—	×	狭山市ふれあい緑地指定要綱
		保存樹林地	—	×	瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
特別保護地区		×	○	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
鳥獣保護区		×	○		
特定猟具使用禁止区域 (銃)		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に挙げられている 湿地の区域	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）		

表 5.4.1-1(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等
		計画地	計画地 周辺地域	
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地	×	×	砂防法
	保安林	×	×	森林法
	河川区域	○	○	河川法
	河川保全区域	×	×	
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害防止法
	地下水採取規制区域		×	×
○			○	埼玉県生活環境保全条例
—			○	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
土地 利用 関係	市街化区域	×	○	都市計画法
	市街化調整区域	○	○	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律
	地域森林計画対象民有林	×	○	森林法
文化 財保 護法	史跡・名称・天然記念物 (国・県・市・町指定)	×	○	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		—	×	東京都文化財保護条例
		×	○	所沢市文化財保護条例
		—	○	入間市文化財保護条例
		—	×	狭山市文化財保護条例
—	○	瑞穂町文化財保護条例		
景観 保全	風致地区	×	×	都市計画法
	景観計画区域 (一般課題対応区域)	—	○	埼玉県景観計画
	景観計画区域 (特定課題対応区域)	—	×	
	景観計画区域 (景観形成推進区域)	—	×	
	景観計画区域 (景観基本軸)	—	○	東京都景観計画
	景観計画区域 (景観形成特別地区)	—	×	
	景観計画区域 (一般地域)	—	×	
	景観計画区域 (住居系市街地景観ゾーン)	×	○	所沢市景観計画
景観計画区域 (商業系市街地景観ゾーン)	×	○		
景観計画区域 (農地・丘陵地景観ゾーン)	○	○		

#### 5.4.2 その他配慮事項に関係する地域

本事業の計画地及びその周辺地域（計画地の周囲 3km 以内の地域のうち計画地を除く範囲）には、表 5.4.2-1 に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮事項に関係する地域の分布がみられる。

表 5.4.2-1 配慮事項に関係する地域の分布状況

区分	配慮事項	計画地及びその周辺地域での該当の有無	
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域には、項目（大気：光化学オキシダント、騒音：自動車騒音、水質：生活環境項目等）によって環境基準を上回る地域が分布する。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。	○	計画地及び周辺地域には環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域や良好な住環境を保護するための地域が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。	△	計画地を流れる不老川の上流に大森調節池が存在する。
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域には湧水が分布する。
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、本事業の実施により保水機能への影響を及ぼす水田、ため池、農業用水路等は分布しない。
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。	×	現状の地形を活かした土地利用計画であり、大規模な土地の改変等は行わない。
	重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、重要な地形、地質等は分布しない。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、本事業の実施により影響を及ぼす災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域は分布しない。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域には環境省レッドリストおよび埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、本事業の実施により影響を及ぼす原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域は分布しない。
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。	○	計画地及びその周辺地域には動物・植物の生息・生育空間が分布する。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、本事業の実施により影響を及ぼす傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観は分布しない。
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	計画地及びその周辺地域には、屋敷林、社寺林等が分布する。
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、すぐれた自然の風景地等は分布しない。
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	○	計画地及びその周辺地域には、不老川、谷川等の水辺や身近な緑が分布する。
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。	○	計画地及びその周辺地域には、埋蔵文化財包蔵地が分布する。

環境への 負荷の低 減を旨と して留意 されるべ き配慮事 項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める こと。	○	本事業の実施により廃棄物等が発生する。
	温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	○	本事業の実施により温室効果ガス等を排出する。
	温室効果ガスの吸収源整備に努めること。	○	
一般環境 中の放射 性物質に ついて留 意される べき配慮 事項	放射性物質の拡散・流出による影響の回避又は 低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、放射性量の高い地 域は分布しない。

○：計画地が該当する

△：計画地は該当しないが周辺地域は該当する

×：計画地及びその周辺地域は該当しない